

下関市危険家屋除却推進事業_申請書類【確認表】

※申請者が自治会長の場合

必要書類	備考
(1) 交付申請書（様式第1号）	
(2) 位置図（付近見取図）	
(3) 平面図（間取り図）	<ul style="list-style-type: none"> ・概要で構いません。 玄関、台所、風呂、便所等の配置がわかるようにしてください
(4) 外観写真	<ul style="list-style-type: none"> ・正面玄関を撮影したもの ・紙面にプリントしたものも可
(5) 固定資産税課税台帳兼名寄帳 又は全部事項証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・解体予定家屋が掲載されているもの ・名寄帳は、資産税課（本庁舎西館2階 083-231-1473）、登記全部事項証明書は、法務局（竹崎町四丁目 083-234-4000）に入手方法をご相談ください
(6) 解体工事の見積書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の業者に限ります ・内訳の記載されたものに限ります ・家財撤去又は外構工事を含む場合は当該撤去等に要する額、含まない場合はその旨を明記してください
(7) 解体業者の建設業等の許可書 又は解体工事業の届出書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・(6)の見積業者のものがが必要です
(8) 危険家屋を処分する権利を有することが確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・(5)の書類の記載の所有者から、(9)の同意を得ている場合は不要です ・(5)の書類に記載の所有者ではなく、その相続人から(9)の同意を得ている場合は戸籍謄本の写し等を提出してください
(9) 解体撤去の同意書（様式第13号）	
(10) 自治会の総会又は役員会等で危険家屋の解体撤去工事を実施する旨を決定したことが分かる書類	